

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第三章 税金斗争

## 第二節 主要な税金闘争の事例

島根県宇賀荘村の差押え反対闘争 島根県能義郡宇賀荘村では昨年春以来税闘争をやり、日農(統一派)支部が結成されたが、四九年度の所得税闘争までも続けられている。二月二三日安来税務署はトラックをもって差押えにきたが、組合員の反対で差押えできず引揚げた。三月二日には再び警察官二名同道で、日農組合員二〇名、島根農組員九〇を数え、農民運動の拠点となっている野外部落にやってきたが、組合員の集団的な反対にあつて空しく引きあげた。その後税務署で、組合側と交渉に入ったが、農民側は自主申告の税額は納入済みだから滞納はないと主張し、税務署はこれを認めず、その後も日農能義郡連の常任も交渉に参加したが遂にまとまらず、農民側も「不当な割当課税に対しては全員結束して今度こそは一物も持って行かせてはならぬと意気込んでおり」(前掲「資料」第21号二五ページ)、この闘争をきっかけとして、日農、島農の共同闘争がすすめられた。

青森県長苗代村の税金棒引き闘争 五月二七、八日に開かれた日農統一派本部第三回中委における小笠原委員は、青森における税金闘争につき次のように報告した(「資料」第25号二一ページ)。

「そして今までのうけおい主義でなく、農民自身に斗わせようという事にした。二一三月をこの部落の再編成に使い、部落のアバ(おかみさん)や息子達もあつめて、部落座談会をやった。そこから小作料問題をとりあげ、動員をかけて二、三割まけさせた。また部落座談会で供米問題が問題になった。山口総本部常任がきて指導してくれたので、五人組、七人組の組織をつくり、発動隊がきたらすぐ連絡をとる仕組をきめた。そしてふいに呼集をかけたところ百五十名が集り、村長にデモをかけた。この動員では未組織農民が二七名も動員された。組合員以外のものに働きかけをやったからだ。こうした事は隣村の地引村にも波及して、この二村(上長苗代村と地引村)が中心になって税金の棒引斗争をやり『最低半分以上はとらない』との確約をとり、二五年度の税金は七十名が半額、百二十名が帳消しというところまで行っている。」

北海道上川地区の税金闘争 上川地区では農民同盟、日農それぞれ税金問題につき三月上旬税闘協議会をひらき対策を立てたが、両組織はついに共同闘争に立ちえず独自の方針で、神楽村、当麻村、江丹別村等の農民の要求をまとめ税務当局と交渉に入った。農民同盟は税務署の押つけた三割の水増し反収の減額、必要経費三八%に対し四八%増額の要求をまとめ、代表を上京させ国税庁と直接交渉をおこなった。日農では、必要経費がたとへ四八%と認められても税金の払えない農民が三〇-四〇%いるとして、これら貧中農の要求を通すため自主申告をあくまで認めさせるという方針を立てた。(江丹別村では税務署の課税額二九〇万円に対し、自主申告額は五〇万四千円で、この間ヒラキは大きい)。しかし日農の要求は容易に通らず、つぎの対策を立て強力な闘争を行うことを決定した。第一に、この重税が「吉田自由党内閣の単独講和、第三次大戦介入の売国

政策に基くものであることを徹底的にバクロすること」、第二に自主申告と更正決定のための準備、第三は税務署の不正摘発、第四差押え対策としての部落行動係の設置、さいごに三、四月に大集会を組織し宣伝活動を活潑にすること(「資料」第21号二ページ)。

船橋市における差押え反対闘争 五〇年度の春野菜の価格暴落、麦の収量減にもかかわらず、船橋市の農家には平均反当一八、五〇〇円の所得が申告させられ、海神部落ではほとんど軒並に滞納し、他の部落でも督促状の来ない農家はないほどの状態で、農協は減額の交渉をしたが容易にまとまらない。日農本部では木村常任、隅山書記らが二月二六日現地にゆき、税闘争の指導に当った。(「農民新聞」第二〇号)。ある農民は一万円の滞納で宅地、家、荷車、リヤカー、タンク、机まで差押えられたが、交渉の結果四、〇〇〇円、半年先払いの話がついた。また留守中の差押えに抗議する等種々な形で税金闘争をおこなった。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---